

「あつては」に、「この号、第五号及び第十一号」を「第三号まで」に改め、「いう。」の下に「のうち同項ただし書の規定により区域区分（同項に規定する区域区分をいう。）を定めるものとされている区域（以下この号において「特定区域」という。）内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては市街化区域」を加え、同欄の口中「装置（」の下に「農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては特定区域内にあるものに限るものとし、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同表の第二号から第四号までを削り、同表の第五号中「又は林業」を削り、同号を同表の第二号とし、同表の第六号の下欄中「第一号の下欄のイ又はロに」を「次に」に改め、同欄に次のように加える。

イ 土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

ロ 建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

第三十七条第一項の表の第六号を同表の第三号とし、同表の第七号中「以下第九号まで」を「以下この

号及び次号」に改め、同号口を削り、同号ハ中「イ又は口に掲げる区域に」を「イに掲げる区域に」に改め、同号ハを同号口とし、同号の下欄中「上欄のイ又はロ」を「上欄のイ」に、「上欄のハ」を「上欄のロ」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第八号を削り、同表の第九号中「構築物」の下に「（イに掲げる区域のうち第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域内にあるものにあつては、事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等に限る。）」を加え、同号イ中「第二条第五項」の下に「近畿圏整備法第二条第五項又は中部圏開発整備法第二条第四項」を加え、同号の下欄中「第五号」を「第二号」に、「あつては農業」を「あつては、農業」に改め、「上欄の口に掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ」を削り、同号を同表の第五号とし、同表の第十号中「第五号」を「第二号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第十一号及び第十二号を削り、同表の第十三号を同表の第七号とし、同表の第十四号中「及び次号」を削り、同号を同表の第八号とし、同表の第十五号を削り、同表の第十六号を同表の第九号とし、同表の第十七号を削り、同表の第十八号中「前号の上欄に掲げる船舶に該当するものを除く」を「船舶法第一条に規定する日本船舶に限る。以下この号において同じ」に改め、「漁船以外のものにあつては、」を削り、

同号を同表の第十号とし、同条第三項及び第四項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」に改め、同条第十項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改める。

第三十七条の四中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」に改める。

第三十七条の五第一項の表以外の部分中「掲げるもの」の下に「第一号の上欄に掲げる資産にあつては、当該個人の事業の用に供しているものを除く。」を加え、「当該個人の事業の用若しくは居住の用（当該個人の親族の居住の用を含む。）」を「第一号の買換資産にあつては当該個人の居住の用（当該個人の親族の居住の用を含む。以下この項において同じ。）に供したとき（当該期間内に居住の用に供しなくなつたときを除く。）」に改める。

若しくは第二号の買換資産にあつては当該個人の事業の用若しくは居住の用に供したとき（当該期間内に

これらの用に供しなくなつたときを除く。）」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 個人が、その有する資産で第一項の表の第一号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難である特別な事情があるものとして政令で定める場合に該当するときは、当該譲渡をした資産が、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下のものである第三十一条の三第二項に規定する居住用財産に該当するものである場合には、当該譲渡による譲渡所得は、同条第一項に規定する譲渡所得に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

第三十七条の五第六項中「又は第三十七条」を削り、「これら」を「同条」に改める。

第三十七条の九の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「この項及び次項」を「この条」に、「（第一号の土地建物等とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が第二号の土地建物等の取得価額を超える場合には、当該所有隣接土地等のうち当該交換差金

又はその超える金額に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の当該交換又は譲渡がなかつたものとして」を「の当該交換又は譲渡による収入金額が第一号又は第二号の土地建物等の取得価額以下である場合にあつては当該交換又は譲渡に係る所有隣接土地等のうち当該収入金額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の交換又は譲渡があつたものとし、第一号の土地建物等とともに交換差金を取得し、又は当該譲渡による収入金額が第二号の土地建物等の取得価額を超える場合にあつては当該交換又は譲渡に係る所有隣接土地等のうち当該取得価額の百分の八十に相当する金額を超える金額に相当するものとして政令で定める部分の交換又は譲渡があつたものとして」に改め、同条第四項中「第三十七条の八並びに前条」を「並びに第三十七条の八」に改め、同項の表中前条第一項の項及び前条第二項の項を削り、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「同項の交換又は譲受けにより取得した土地建物等」を「交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等」に、「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定の適用を受けた者（前項において準用する第三十七条の八第一項の規定による修正申告

書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の同項第一号の土地建物等（以下この条において「交換取得土地建物等」という。）又は同項第二号の土地建物等（以下この条において「譲受け土地建物等」という。）に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等の取得の日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得土地建物等又は譲受け土地建物等の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（第一項の交換又は譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第一項の交換により交換取得土地建物等を取得了た場合（交換差金を取得したの場合に限る。）又は同項の譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額を超える場合 当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等の取得価額等のうち当該交換差金の額又はその超える額及び当該交換取得土地建物等の価額又は譲受け土地建物等の取得価額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額と

して政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額

二 第一項の交換により取得した交換取得土地建物等の価額が所有隣接土地等の価額に等しい場合又は同項の譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額に等しい場合 当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等の取得価額等のうち当該交換取得土地建物等の価額又は当該収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額に相当する金額

三 第一項の交換により交換取得土地建物等を取得した場合（交換差金を支払った場合に限る。）又は同項の譲渡による収入金額が譲受け土地建物等の取得価額に満たない場合 当該交換又は譲渡をした所有隣接土地等の取得価額等のうち当該交換取得土地建物等の価額又は当該収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額に当該交換差金の額又はその満たない額を加算した金額に相当する金額

第三十七条の十第六項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第三十七条の十一の三第三項第二号口中「すべて」を「全て」に改め、同条第七項中「第十一項」を「第十項」に改め、同条第八項中「第四十二条の三第二項第三号」を「第四十二条の三第四項第三号」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十一の三第十三項中「前項」を「第十一項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項及び第十二項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

15 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第



七項の報告書を提出する義務がある者に対し第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

16 第十四項に定めるもののほか、第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十一の五第一項中「の所得金額」の下に「若しくは同法第二百二十一条第三項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」を加える。

第三十七条の十四第五項第一号中「その口座の名称」を削り、「平成二十四年から平成二十六年まで」を「平成二十六年から平成二十八年まで」に改め、同項第二号イ中「又は当該」を「当該」に、

「上場株式等で」を「上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で」に改

め、同条第六項中「平成二十三年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第九項第二号中「（第十六項において「光ディスク等」という。）」を削り、同条第十六項を削り、同条第十七項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第十五項」を「前項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の

提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第三十七条の十四第十九項中「前項」を「第十七項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十項中「第十八項」を「第十七項及び第十八項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

21 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第十五項の報告書を提出する義務がある者に対し第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

22 第二十項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条第四項中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同項」を「第一項」に改める。

第四十条第十四項中「の適用が」を「又は第四十一条の十八の二若しくは第四十一条の十八の三の規定

の適用が」に、「同条の」を「これらの」に、「同条第二項」を「同法第七十八条第二項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四十条第一項の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及びその寄附をした者」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする」に改める。

第四十条の四第一項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改め、同条第三項中「特定外国子会社等」を「特定外国子会社等で、」に改め、「業務」の下に「として政令で定めるもの（以下この項において「統括業務」という。）」を加え、「を除く。」を除く。（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。）以外のもの」に改め、「その主たる事業」の下に「（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項第一号中「除く」の下に「。第四号において「発行済株式等」という」を、「割合が」の下に「、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲

げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日)において、「を」を加え、「(第四号において「特定法人」という。)」を削り、「合計額又は」を「合計額及び」に改め、同項第二号及び第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第四号中「特定法人の」を削り、「次号」を「以下この号及び次号」に、「による対価の額」を「に係る対価の額(当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。)」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第五号中「による」を「に係る」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第六号中「費用の額」の下に「(当該特定外国子会社等が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。)」を加え、同項第七号中「費用の額」の下に「(当該特定外国子会社等が有する当該船舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。)」を加え、同条第五項第一号中「収入金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

第四十条の七第一項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改め、同条第四項第一号中「割合が」の下に「、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づくものである場合には、政令で定める日）において、「を加え、「（第四号において「特定法人」という。）」を削り、「合計額又は」を「合計額及び」に改め、同項第二号及び第三号中「又は」を「及び」に改め、同項第四号中「特定法人の」を削り、「次号」を「以下この号及び次号」に、「による対価の額」を「に係る対価の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の十に満たない場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額に限る。以下この号において同じ。）」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第五号中「による」を「に係る」に、「取得価額」を「譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額」に改め、同項第六号中「費用の額」の下に「（当該特定外国法人が有する特許権等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同項第七号中「費用の額」の下に「（当該特定外国法人が有する当該船

舶又は航空機に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）」を加え、同条第五項第一号中「収入金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

第四十一条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「費用の額」の下に「（当該工事の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）」を加える。

第四十一条の三の二第二項中「及び次項」を削り、「充てるために地方公共団体から」を「関し」に、「高齢者等居住改修工事等を含む特定工事の費用に充てるために交付される補助金その他これ」を「国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これら」に改め、「いう。以下この項」の下に「第五項及び第六項」を加え、「介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅改修費（以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。）の給付又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費（以下この項において「介護予防住宅改修費」という。）の給付」及び「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費」を削り、同項第二号中「次項」を削り、「費用の額」の下に「（当該特定

断熱改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。」を加え、同条第三項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「とする」の下に「。以下この項及び次項において「特定工事」という」を、「費用の額」の下に「（当該特定工事の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）」を加え、同条第六項中「費用の額」の下に「（当該特定工事の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）」を加え、同条第九項、第十項及び第十三項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十一条の四の二第二項第一号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十二第九項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号を次のように改める。

第四十一条の十二第九項第二号から第八号までを削り、同項第九号を同項第二号とし、同項第十号から第十四号までを七号ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第五条の二第五項第二号」を「第五条の二第七項第二号」に、「第五条の二第五項第三号」を「第五条の二第七項第三号」に、「第五条の二第五項第八号」を「第五条の二第七項第八号」に改め、同条第二十項中「第五条の二第十一項」を「第五条の二第十三項」に改め、同条第二十一項中「第二十三項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十二項中「次項から第二十五項まで」を「以下この条」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「第二十一項及び第二十二項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。



第四十一条の十二第二十六項中「前項」を「第二十四項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

28 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

29 第二十七項に定めるもののほか、第二十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（一）に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同

じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「金融商品先物取引等（金融商品取引法）」に、「取引」を「取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で」に、「で政令で定めるものに限る」を「のうち政令で定めるもの又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものをいう」に、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの（同条第二十二項第四号に掲げる）」を「（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の）」に、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、「行使」の下に「（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）」を加え、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に、

「同項の」を「同項第三号に定める」に改め、同条第二項の表第九十条第二号八の項の中欄中「の規  
定」を「」の規定」に改め、同項の下欄中「並びに」を「」並びに」に改める。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項 (寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦 若しくはその他の寡婦
第九十条第二号八	)の規定	)並びに租税特別措置法第四十一条の十七 第一項(寡婦控除の特例)の規定
第九十四条第一項第 二号	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項 (寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦 若しくはその他の寡婦
第二百三条の三第一号 八	二万二千五百円	二万二千五百円(当該公的年金等の受給者 が租税特別措置法第四十一条の十七第一項

		<p>(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦である旨の記載がある場合には、三万円)</p>
<p>第二百三条の五第一項 第二号</p>	<p>寡婦</p>	<p>租税特別措置法第四十一条の十七第一項(寡婦控除の特例)の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦</p>

第四十一条の十八第二項中「にその年中に支出した」の下に「特定寄附金等の金額」を加え、「(前項)を「の額及び同条第三項の規定又は前項」に、「を含む。以下この項において同じ。」の額の合計額」を「の額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。」に、「特定寄附金の額の合計額」を「特定寄附金等の金額」に、「特定寄附金の額が」を「特定寄附金等の金額が」に改める。

第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三を次のように改める。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十八の二 個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人」という。）に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動（次項において「特定非営利活動」という。）に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合（当該寄附に係る支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合を除く。）には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

2 個人が認定特定非営利活動法人に対して支出した当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金（以下この項において「特定非営利活動に関する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該特定非営利活動に関する寄附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める

金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を加算した金額が、当該個人その年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年の所得税の額の百分の二十五に相当する金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額から同項の規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。)を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

3 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

6 前三項に定めるもののほか、第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政

令で定める要件を満たすものに限る。) に対するもの (同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。) については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額 (その年中に支出した特定寄附金等の金額 (同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。) が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額 (当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。) を控除した残額) が二千元 (その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額) を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額 (当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を



超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一 公益社団法人及び公益財団法人

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

三 社会福祉法人

四 更生保護法人

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」